

各 位

上場会社名 寺崎電気産業株式会社  
 代表者 代表取締役 社長執行役員 寺崎 泰造  
 (コード番号 6637)  
 問合せ先責任者 経営企画室室長 高木 大吾  
 (TEL 06-6791-2701)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月29日開催予定の第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 主な変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第33条（剰余金の配当等の決定機関）及び第34条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第33条（剰余金の配当の基準日）及び第34条（中間配当）を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算	第6章 計 算
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
(新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(削 除)
(中間配当) 第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	(削 除)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2020年6月29日
定款変更の効力発生日（予定）	2020年6月29日

以 上